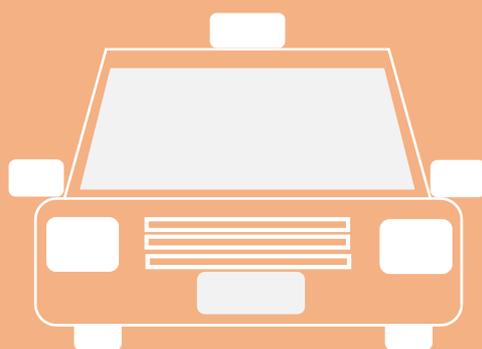


あいのりタクシー等運行支援事業  
活用事例集



令和5年10月改訂版  
浜田市 地域政策部 地域活動支援課



# 目次

## 1 あいのりタクシー等運行支援事業について

あいのりタクシー等運行支援事業とは何ですか？	1
補助対象者は誰ですか？	1
どのような運行が対象となりますか？	1
補助金額はいくらになりますか？	2
どうやって始めたらいいですか？	3

## 2 あいのりタクシー等運行支援事業の活用事例について

買い物を目的とした運行を行う場合(単発運行)	7
通院を目的とした運行を行う場合(単発運行)	9
委員会活動を目的とした運行を行う場合(単発運行)	11
買い物を目的とした運行を行う場合(継続運行)	13

## 3 参考資料

浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱	15
---------------------------	----

### 問合せ先

浜田市 地域政策部 地域活動支援課 公共交通大学支援係

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL：0855-25-9201(直通) FAX：0855-23-1866

メール:chiikishien@city.hamada.lg.jp

## \* あいのりタクシー等運行支援事業とは何ですか？

市内のタクシー事業者等の貸切運送によって高齢者等の交通手段を確保する事業(通称:あいのりタクシー等)に取り組む地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することで、次のような目的を達成しようとするものです。

### ポイント

- この事業については、国土交通省の許可等が不要であるため、地区まちづくり推進委員会が独自に運行計画を立てることができます。そのため、地域住民のニーズに応じた運行を行うことが可能です。
- 『市内のタクシー事業者等』は、市内のタクシー事業者と市内の貸切バス事業者を想定しています。

## \* 補助対象者は誰ですか？

補助対象者は地区まちづくり推進委員会が対象となります。

### ポイント

- 申請が地区まちづくり推進委員会であれば、一部の町内や集落のみを対象とした事業も対象になります。

## \* どのような運行が対象となりますか？

地区まちづくり推進委員会が行う「あいのりタクシー等」の事業であって、次の要件を満たすものが対象となります。

- ① 運行区域が、浜田市内(隣接する自治体(江津市、益田市、邑南町、北広島町)に生活圏がある場合は当該自治体の区域を含む。)であること。
- ② 片道の利用者が2人以上になるような運行計画を立てること。

### ポイント

- 運行の目的に条件等はありませんので、買い物、通院、公共交通機関への接続、委員会活動の輸送、会食等の送迎、など様々なシーンでご活用いただけます。
- 運行区域は、原則浜田市内としています。買い物や通院など日常生活に必要な場合に限って、隣接する自治体への運行を例外的に認めています。旅行などを目的とした市外への運行は認められませんのでご注意ください。

## \*補助金額はいくらになりますか？

貸切運送料金(片道分)から次のいずれか多い方の額を控除した額(補助率:10/10※1)  
令和5年度は、10月1日から80万円が上限です。

- ① 利用者が負担する片道の利用料の合計額
- ② 利用者数×運行区域に応じて市が設定する基準額※2

※1 利用者が1人だった便の補助率は1/2になります。ただし、急なキャンセル等やむを得ない理由がある場合は10/10です。

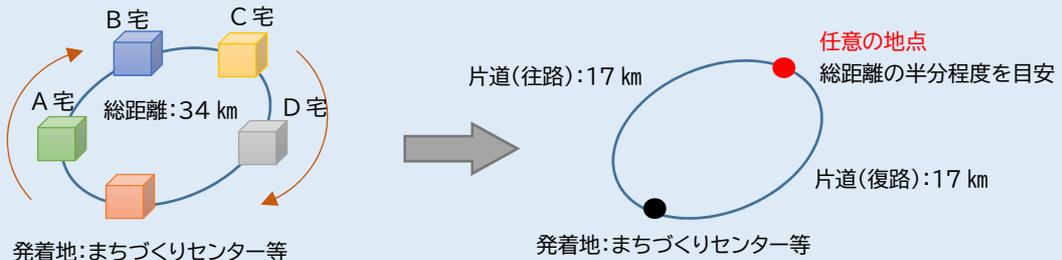
※2 運行区域に応じて市が設定する基準額は次のとおりです。

運行区域の区分		利用者1人当たりの負担基準額
地区まちづくり推進委員会の区域内		300円
地区まちづくり推進委員会が位置する地域(浜田市協働のまちづくり推進条例(令和2年浜田市条例第31号)別表に定める地域をいう。以下同じ。)の区域内		500円
地区まちづくり推進委員会 が位置する地域の区域外	片道の運行距離が15km未満	500円
	片道の運行距離が15km以上	700円

【例】 利用者の1人当たりの自己負担額を500円で設定したあいのりタクシーを2名で利用し、片道の運賃が5,000円であった場合の補助金額  
 運行に係った経費 5,000円  
 運行経費から控除する額 500円×2名=1,000円  
 補助金額 5,000円 - 1,000円 = 4,000円

### ポイント

- 2名以上の運行を見込んでいたが、予約が入らずに1名の運行となった場合には、やむを得ない理由とは認められず、補助率は1/2となりますのでご注意ください。
- 利用者の1人当たりの自己負担額については、地区まちづくり推進委員会で設定をしていただくことが可能です。特に決まりはありませんが、市が設定する基準額よりも安価に設定すると、補助金が100%出ませんのでご注意ください。(不足額にまちづくり総合交付金などを充当することは可能)
- 利用者1人当たりの自己負担額の支払い方法については、地区まちづくり推進委員会にお支払いをいただく方法と乗車時に事業者にお支払いいただく方法どちらでも可能です。(乗車時にお支払いいただく場合には事業者との調整が必要です。)
- 利用者の1人当たりの自己負担額分に敬老福祉乗車券を利用することも可能です。
- 委員会活動等で出発地と目的地が同一で周遊をするような運行をする場合の片道の考え方については、ある地点を任意で定め、その地点まで(約半周)を片道として計算を行います。



## \* どうやって始めたらいいですか？

### 1 地域ニーズの把握

まずは、地区まちづくり推進委員会単位(一部の町内や集落のみでも構いません。)で交通にお困りの方がどのくらいいるのか、どこに行きたいのかなどを把握しましょう。

把握の方法は聞き取りやアンケートなど手段は問いません。

例えば、一部の集落で買い物や通院などに不便を感じておられる独居の高齢者が多いため、その集落の方を対象にスーパーや病院を目的地とした運行を行うといった例があります。

#### ポイント

- 地区まちづくり推進委員会全体のニーズを把握することが理想的ではありますが、一部の町内や集落から始めることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

### 2 運行計画の検討

把握した地域ニーズを踏まえて運行計画を検討してみましょう。

【検討する必要がある項目】

- ・頻度、運行日時・目的地・予約方法・保険の加入
- ・利用者負担額・運行会社の選定・付添人の有無など

#### ポイント

- 2人以上の「あいのり」になるような運行計画を考えましょう。
- 必ずしも複数回運行する計画を立てる必要はありません。1回運行から始めてみることも可能です。
- 具体的な運行日が決まっていなくても、出発地と目的地が決まっていれば、計画を立てることが可能です。例えば月4回運行といった形でも問題ありません。
- 活用事例を、7ページ以降に記載していますので参考にしてください。

### 3 運行会社との契約

次に貸切運送を依頼する市内のタクシー事業者等と運行計画や貸切運送料金、利用者からの利用料の徴収方法などについて協議し、合意を得ましょう。

運賃については、時間による貸切運賃で運行するのか、通常のメーター運賃で運行するのかを事業者と確認し、無駄のない運行に努めましょう。

#### ポイント

- 事業者との契約は書面もしくは口頭で行います。
- 市内のタクシー事業者等は、次ページに一覧を載せていますので参考にしてください。
- 利用者からの利用料の徴収は、地区まちづくり推進委員会が行うのか、事業者が行うのか整理をしておきましょう。

\*タクシー事業者(50 音順)

番号	事業所名	過去の活用状況	連絡先	備考
1	旭タクシー有限会社	あいのり利用実績あり	(0855)45-0040	
2	金城タクシー有限会社	あいのり利用実績あり	(0855)42-0022	
3	株式会社JBF(楽々タクシー)		(0855)25-0012	
4	有限会社 高村(輝らら★タクシー)		(070)1510-9317	介護タクシーのみ
5	中央タクシー有限会社		(0855)22-2211	
6	唐鐘タクシー		(0855)28-0103	
7	日本交通株式会社浜田営業所	あいのり利用実績あり	(0855)25-0202	
8	浜田急便有限会社(マリン介護タクシー)		(0855)26-0713	介護タクシーのみ
9	株式会社From ハート(ハート介護タクシー)	あいのり利用実績あり	(0855)23-1186	介護タクシーあり
10	みなと第一交通株式会社	あいのり利用実績あり	(0855)22-0900	
11	有限会社弥栄総合企画	あいのり利用実績あり	(0855)48-2929	
12	合同会社 MoreLiberty(はちどり介護)		(0855-22-5678)	

\*貸切バス事業者(50 音順)

番号	事業所名	過去の活用状況	連絡先	備考
1	石見交通株式会社		(0855)27-2211	
2	株式会社イワミツアー		(0855)24-2500	
3	有限会社ぜん	あいのり利用実績あり	(0855)24-8202	
4	中国ジェイアールバス株式会社		(082)261-0622	
5	有限会社浜田交通		(0855)24-8381	

## 4 事業実施の決定

---

運行計画が出来たら、総会や役員会等において、組織として事業実施の意思決定をしましょう。また、運行計画に加えて予算についても説明し、地域全体で課題や事業内容を共有しましょう。

## 5 補助金の申請

---

運行開始の 7 日前までに補助金交付申請書を地域活動支援課に提出してください。

必要な様式等は浜田市 HP に掲載していますので、ご活用ください。

申請書等の記入方法などが不明な場合は、担当者から説明しますので、お気軽にお問い合わせください。

### ポイント

- 補助金交付決定日よりも前に運行した「あいのりタクシー等」の経費は、補助金の対象になりませんので、ご注意ください。
- 補助金交付申請書以外の手続き書類(実績報告書や請求書等)については、押印の省略が可能です。(メールによる提出可)
- 6 ページに補助金事務の流れを載せていますので参考にしてください。

## 6 利用者への周知

---

運行計画や予約方法について記載したチラシを配布するなどして周知を行いましょう。

サロン会場での説明や戸別訪問など、丁寧かつ分かりやすい周知に努めましょう。

## 7 事業開始

---

最初のうちは付添人を配置することで、不測の事態への対応や利用者の不安軽減を図ることができます。(付添人は利用者を含めませんので、利用料は不要です。)

補助金の実績報告に必要な情報(運行日、利用者数など)を記録するとともに、領収書等の書類を整理・保存しておきましょう。

利用者からの意見等を踏まえて適宜運行計画の見直しを行いましょう。

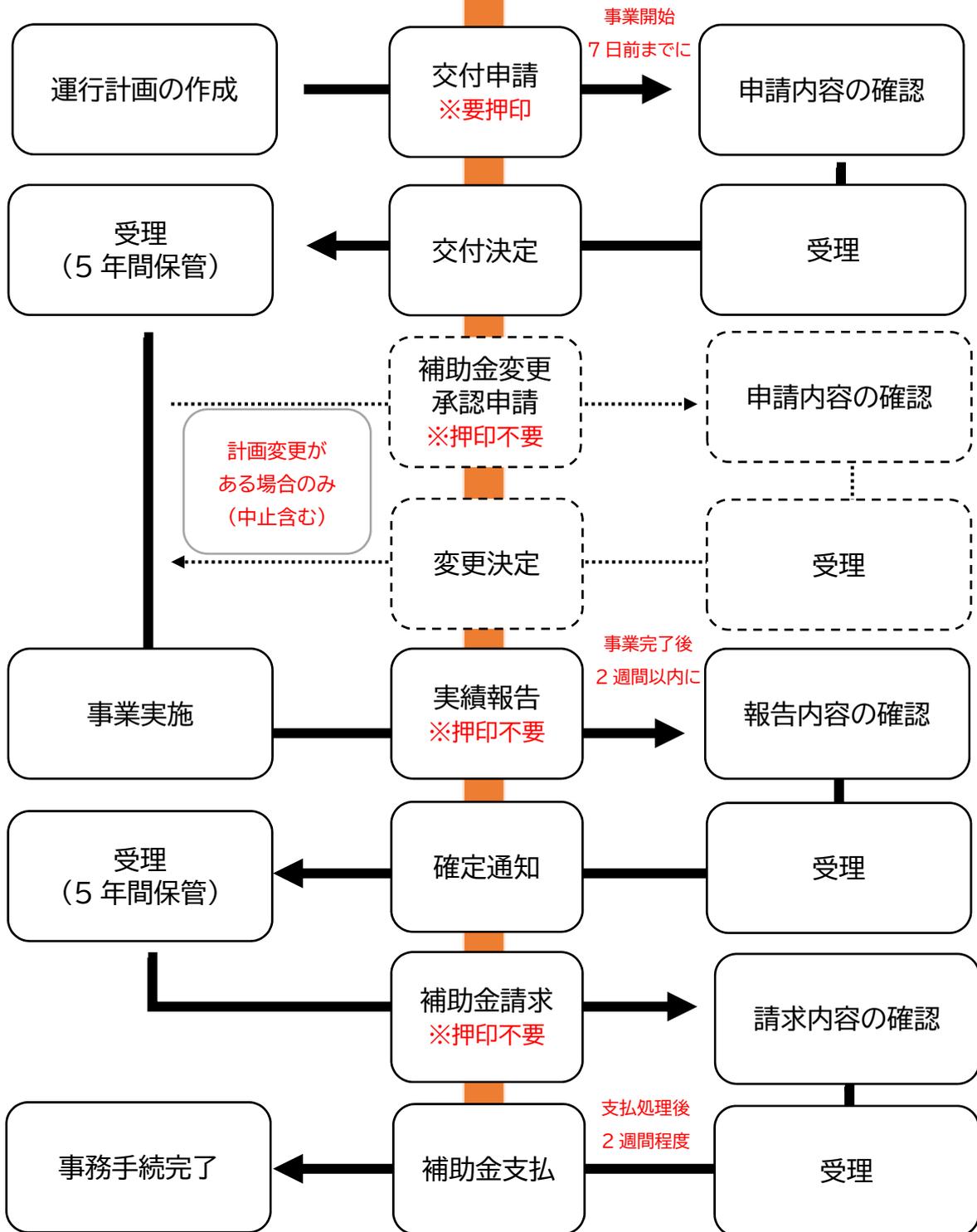
### ポイント

- 補助金の実績報告時には確認書類として事業者からの領収書が必要となります。領収金額については、利用者からの負担額を含めた額(運行経費の全額)となりますのでご注意ください。例えば、運行経費が 10,000 円で、利用者負担額 2,000 円を事前に支払った場合に、地区まちづくり推進委員会が残りの 8,000 円をタクシー事業者へ支払うこととなりますが、事業者からの領収金額は 10,000 円としていただく必要があります。
- 補助金の実績報告の提出期限は、事業者への支払いが完了した日から 2 週間以内としていますので、あらかじめ期限を把握した上で、必要書類を準備しておきましょう。

# 補助金事務の流れ

地区まちづくり推進委員会

市(地域活動支援課)



## 【活用事例】 買い物を目的とした運行を行う場合(単発運行)

※ 地区まちづくり委員会の経費負担なし

### 事業計画

運行主体	今福地区まちづくり委員会	
運行事業者	有限会社浜田ハイヤー	
運行計画	運行回数	2回(片道を1回とする。)
	運行区間	今福地区皆合 ⇄ キヌヤプリル店 ⇄ ゆめタウン浜田
	運行距離	片道 20.7 km
	運行の目的	買い物に係る支援
	利用者負担額	700 円/人・片道
	予約方法	今福まちづくりセンターに電話で予約
	付添人の有無	なし
利用者の見込み(実数)	3人	
周知方法	今福地区まちづくり委員会議で説明 今福地区全戸にチラシを配布	

### 収支決算

#### 【収入】

費目	予算額	決算額	備考
浜田市補助金	9,800	9,800	
利用者負担額	4,200	4,200	700 円×3 人×2 回
自主財源	0	0	
合計	14,000	14,000	

#### 【支出】

費目	予算額	決算額	備考
運行費用	14,000	14,000	片道 7,000 円×2 回
合計	14,000	14,000	

## 事例解説

今福地区まちづくり委員会では、買い物に係る支援を行うため、今福地区皆合からゆめタウン浜田までの運行を計画し、実施されました。

片道の運賃については、事前に運行事業者（有限会社浜田ハイヤー）と協議を行い、片道 7,000 円で運行していただくよう契約（口頭）をされていました。

利用者の負担額については、運行主体（地区まちづくり推進委員会）が自由に設定をすることができます。今回の事例では、地区まちづくり推進委員会が位置する地域の区域外かつ、片道の運行距離が 15 km 以上であったため、市が定める基準額と同額の 700 円で設定をされました。

利用者の負担額を市が定める基準額と同額で設定をされたため、今福地区まちづくり委員会の経費負担はありませんでした。（運行費用から利用者の負担額を引いた額を市が全額補助）

### 市が定める基準額

運行区域の区分		利用者 1 人当たりの負担基準額
地区まちづくり推進委員会の区域内		300 円
地区まちづくり推進委員会が位置する地域（浜田市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年浜田市条例第 31 号）別表に定める地域をいう。以下同じ。）の区域内		500 円
地区まちづくり推進委員会 が位置する地域の区域外	片道の運行距離が 15 km 未満	500 円
	片道の運行距離が 15 km 以上	700 円

### 【補助金額の計算】

補助対象経費の額	7,000 円/回
補助対象経費から控除する額	700 円/人・回（市が定める基準額と同額） 700 円/人・回×3 人=2,100 円/回
補助金額	7,000 円/回－2,100 円/回=4,900 円/回 4,900 円/回×2 回=9,800 円

### ポイント

- 運賃については、運行の目的を考慮した上で、事業者と時間による貸切運賃で運行するのか、通常のメーター運賃で運行するのかを確認しておくことが大切です。
- 利用者の負担額を市が定める基準額と同額で設定された場合には、地区まちづくり推進委員会の経費負担は発生しません。

## 【活用事例】 通院を目的とした運行を行う場合(単発運行)

※ 地区まちづくり委員会の経費負担なし

### 事業計画

運行主体	和田地区まちづくり推進委員会	
運行事業者	旭タクシー株式会社	
運行計画	運行回数	2回(片道を1回とする。)
	運行区間	旭町本郷 ⇄ 旭診療所
	運行距離	片道 6.0 km
	運行の目的	通院に係る支援
	利用者負担額	300円/人・片道
	予約方法	和田まちづくりセンターに電話で予約
	付添人の有無	なし
利用者の見込み(実数)	2人	
周知方法	民生児童委員と個別訪問	

### 収支決算

#### 【収入】

費目	予算額	決算額	備考
浜田市補助金	6,800	8,180	
利用者負担額	1,200	1,200	300円×2人×2回
自主財源	0	0	
合計	8,000	9,380	

#### 【支出】

費目	予算額	決算額	備考
運行費用	8,000	9,380	片道 4,690円×2回
合計	8,000	9,380	

## 事例解説

和田地区まちづくり推進委員会では、通院に係る支援を行うため、旭町本郷から旭診療所までの運行を計画し、実施されました。

片道の運賃については、事前に運行事業者（旭タクシー株式会社）と協議を行い、通常のメーター運賃で運行していただくよう契約（口頭）をされていました。今回の例では、計画時の運行費用の見込みを片道 4,000 円としていましたが、実際の運行費用は片道 4,690 円となりました。

このように通常のメーター運賃で運行した場合には実際に運行費用が計画時と異なることとなりますが、実績報告時に予算の範囲内で補助金を調整することが可能です。

利用者の負担額については、地区まちづくり推進委員会の区域内の運行であったため、市が定める基準額と同額の 300 円で設定をされました。

利用者の負担額を市が定める基準額と同額で設定をされたため、和田地区まちづくり推進委員会の経費負担はありませんでした。（運行費用から利用者の負担額を引いた額を市が全額補助）

### 市が定める基準額

運行区域の区分		利用者 1 人当たりの負担基準額
地区まちづくり推進委員会の区域内		300 円
地区まちづくり推進委員会が位置する地域（浜田市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年浜田市条例第 31 号）別表に定める地域をいう。以下同じ。）の区域内		500 円
地区まちづくり推進委員会 が位置する地域の区域外	片道の運行距離が 15 km 未満	500 円
	片道の運行距離が 15 km 以上	700 円

### 【補助金額の計算】

補助対象経費の額	4,690 円/回
補助対象経費から控除する額	300 円/人・回（市が定める基準額と同額） 300 円/人・回×2 人=600 円/回
補助金額	4,690 円/回－600 円/回=4,090 円/回 4,090 円/回×2 回=8,180 円

### ポイント

- 運行実績に伴い、運行費用や利用者の負担額に変動が生じた場合においても、実績報告の際に補助金を調整することが可能です。ただし、予算の範囲内での対応となりますので、補助金額に変更が生じる場合には市の担当者へご連絡ください。

## 【活用事例】委員会活動を目的とした運行を行う場合(単発運行)

※ 地区まちづくり委員会の経費負担あり

### 事業計画

運行主体	三隅地区生涯学習推進委員会 三隅地区まちづくり推進協議会	
運行事業者	有限会社ぜん	
運行計画	運行回数	2回(片道を1回とする。)
	運行区間	三隅まちづくりセンター⇄ 専正寺・浄蓮寺・竜雲寺
	運行距離	片道 6.4 km
	運行の目的	健康づくりを目的としたウォーキングと地域学習を目的としたお寺にまつわる文化財巡りを伴わせた事業を実施するため
	利用者負担額	0円/人・片道
	予約方法	三隅地区まちづくりセンターに電話で予約
	付添人の有無	なし
利用者の見込み(実数)	27人	
周知方法	チラシの配布とポスターの掲示	

### 収支決算

#### 【収入】

費目	予算額	決算額	備考
浜田市補助金	20,300	20,300	
利用者負担額	0	0	
自主財源	27,000	27,000	500円×27人×2回 まちづくり総合交付金を充当
合計	47,300	47,300	

#### 【支出】

費目	予算額	決算額	備考
運行費用	47,300	47,300	片道 23,650円×2回
合計	47,300	47,300	

## 事例解説

三隅地区まちづくり推進協議会では、健康づくりを目的としたウォーキングと地域学習を目的としたお寺にまつわる文化財巡りを伴わせた事業を実施するため、三隅まちづくりセンターから専正寺・浄蓮寺・竜雲寺までの運行を計画し、実施されました。

片道の運賃については、事前に運行事業者(有限会社ぜん)と協議を行い、貸切運賃で往復 47,300 円(片道 23,650 円)で運行していただくよう契約(口頭)をされていました。

利用者の負担額について、地区まちづくり推進委員会が位置する地域の区域内の運行であったため、市が定める基準額は 500 円となりますが、利用者の負担軽減を図るため 0 円(無料)で設定をされました。利用者の負担額を市が定める基準額以下で設定をされたため、利用者の負担額分(市が定める基準額×利用者数)については三隅地区まちづくり推進協議会が負担をすることとなりました。経費負担の財源としては、まちづくり総合交付金を充当されました。

### 市が定める基準額

運行区域の区分		利用者 1 人当たりの負担基準額
地区まちづくり推進委員会の区域内		300 円
地区まちづくり推進委員会が位置する地域(浜田市協働のまちづくり推進条例(令和 2 年浜田市条例第 31 号)別表に定める地域をいう。以下同じ。)の区域内		500 円
地区まちづくり推進委員会 が位置する地域の区域外	片道の運行距離が 15 km 未満	500 円
	片道の運行距離が 15 km 以上	700 円

### 【補助金額の計算】

補助対象経費の額	23,650 円/回
補助対象経費から控除する額	500 円/人・回(市が定める基準額を採用) 500 円/人・回×27 人=13,500 円/回
補助金額	23,650 円/回-13,500 円/回=10,150 円/回 10,150 円/回×2 回=20,300 円

### ポイント

- 利用者の負担額を市の基準額よりも安価に設定をした場合には、補助金が満額交付されませんので注意が必要です。不足分にまちづくり総合交付金を充当することが可能です。

## 【活用事例】 買い物を目的とした運行を行う場合(継続運行)

※ 地区まちづくり委員会の経費負担あり

### 事業計画

運行主体	美又湯気の里自治協議会	
運行事業者	有限会社浜田ハイヤー	
運行計画	運行日数	3日
	運行回数	浜田方面 4回、江津方面 2回 計6回(片道を1回とする。)
	運行区間	浜田方面 美又まちづくりセンター ⇄ ジュンテンドー浜田店 江津方面 美又まちづくりセンター ⇄ キヌヤ二宮店
	運行距離	浜田方面 片道 23.0 km 江津方面 片道 19.0 km
	運行の目的	買い物に係る支援
	利用者負担額	500円/人・片道
	予約方法	美又まちづくりセンターに事前申込み
付添人の有無	あり	
利用者の見込み(実数)	浜田方面 4人 江津方面 5人 計9人	
周知方法	案内を常会で全戸分配布	

### 収支決算

#### 【収入】

費目	予算額	決算額	備考
浜田市補助金	33,400	31,600	
利用者負担額	9,000	16,000	浜田方面 500円×20人 江津方面 500円×12人
自主財源	3,600	6,400	浜田方面 500円×20人 江津方面 500円×12人 まちづくり総合交付金を充当
合計	46,000	54,000	

#### 【支出】

費目	予算額	決算額	備考
運行費用	46,000	54,000	浜田方面 片道 10,000円×4回 江津方面 片道 7,000円×2回
合計	46,000	54,000	

## 事例解説

美又湯気の里自治協議会では、買い物に係る支援を実施するため、美又まちづくりセンターからジュンテンドー浜田（浜田方面）とキヌヤニ宮店（江津方面）までの2つの運行を複数回計画し、実施されました。

片道の運賃については、事前に運行事業者（有限会社浜田ハイヤー）と協議を行い、浜田方面片道8,000円、江津方面片道7,000円で運行していただくよう契約（口頭）をされていました。実際の運行では、利用人数の関係で浜田方面片道10,000円、江津方面片道7,000円で運行されました。

利用者の負担額について、地区まちづくり推進委員会が位置する地域の区域外かつ、片道の運行距離が15km以上であったため、市が定める基準額は700円となりますが、利用者の負担軽減を図るため500円で設定をされました。利用者の負担額を市が定める基準額以下で設定をされたため、市が定める基準額700円と利用者の負担額500円の差額分（200円×利用者数）については美又湯気の里自治協議会が負担をすることとなりました。経費負担の財源としては、まちづくり総合交付金を充当されました。

### 【補助金額の計算】

《浜田方面》

補助対象経費の額 10,000円/回

補助対象経費から控除する額 700円/人・回（市が定める基準額を採用）

①700円/人・回×6人=4,200円/回

②700円/人・回×4人=2,800円/回

補助金額 ①10,000円/回－4,200円/回=5,800円/回

5,800円/回×2回=11,600円・・・A

②10,000円/回－2,800円/回=7,200円/回

7,200円/回×2回=14,400円・・・B

《江津方面》

補助対象経費の額 7,000円/回

補助対象経費から控除する額 700円/人・回（市が定める基準額を採用）

③700円/人・回×6人=4,200円/回

補助金額 ③7,000円/回－4,200円/回=2,800円/回

2,800円/回×2回=5,600円・・・C

補助金額（A+B+C） 31,600円

### ポイント

- 複数回の運行を計画することで、これまで公共交通で補うことができなかった交通手段の確保が期待されます。
- 複数の運行計画を一つにまとめて申請を行うことができます。

## 浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内タクシー事業者等と貸切運送契約を締結して高齢者等の交通手段を確保しようとする地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、当該事業の維持及び拡大を図り、もって中山間地域における高齢者等の生活環境の維持向上及び外出機会の創出に寄与することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号）の規定に基づく地区まちづくり推進委員会として認定された団体をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (4) 市内タクシー事業者等 浜田市内に事務所又は事業所を有するタクシー事業者及び貸切バス事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、地区まちづくり推進委員会とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地区まちづくり推進委員会が市内タクシー事業者等と貸切運送契約を締結し、高齢者等の交通手段を確保する事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内（市長が必要と認めるときは、市内及び隣接する自治体の区域）を運行区域とする事業
- (2) 片道1便当たり2人以上の利用が見込まれる運行計画に基づく事業

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地区まちづくり推進委員会が市内タクシー事業者等に支払う運行に要する経費とする。

### (補助金額等)

第6条 補助金の額は、片道1便につき補助対象経費の額から利用者負担額の合計額又は別表第1に定める利用者1人当たりの負担基準額に利用者数を乗じて得た額のいずれか多い方の額を控除した額（他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額）に、別表第2に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1年度につき団体が属するまちづくりセンターの数に800,000円を乗じた額を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開始7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、あいのりタクシー等運行支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにあいのりタクシー等運行支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、あいのりタクシー等運行支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 6 条関係)

運行区域の区分		利用者 1 人当たりの負担 基準額
地区まちづくり推進委員会の区域内		300 円
地区まちづくり推進委員会が位置する地域（浜田市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年浜田市条例第 31 号）別表に定める地域をいう。以下同じ。）の区域内		500 円
地区まちづくり推進委員会が位置する地域の区域外	片道の運行距離が 15 km 未満	500 円
	片道の運行距離が 15 km 以上	700 円

別表第 2 (第 6 条関係)

片道 1 便の利用者数の区分	補助率
2 人（市長がやむを得ない事情があると認めるときは 1 人）以上	10 分の 10 以内
1 人	2 分の 1 以内